

長野市障害児保育所等利用者負担額補助金の見直しについて

保健福祉部 障害福祉課

1 事業概要

障害児を保育する世帯の生活安定と福祉の向上を図るため、保育所等利用者負担額（保育料）の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

対象者：当該年度の3月1日現在において市内の保育所・認定こども園に障害児を入所させている保護者のうち、次の要件をすべて満たす者

- ・市内に住所を有する者
- ・保育料徴収基準額表階層区分がBからD 4までの者
- ・滞納していない者

交付額：当該年度の納付済保育料の1／6以内

※ 長野市障害児保育料補助金交付要綱（昭和63年4月施行）

2 事業見直しの理由

国は、平成29年度における「幼児教育の無償化に向けた取組」として、一定所得以下で、障害に関わる手帳を所持する障害児又は障害者のいる世帯に対しては、保育料を大幅に軽減した。大幅に軽減した保育料に対して、本補助金を交付しても小額であり、また、軽減した保育料に対して更に補助金を交付することは、重複して優遇措置を講ずることとなり、限られた財源の中で効率的な事業を行う観点からも事業の見直しが必要と考える。

また、障害があっても手帳の交付を受けていない世帯では、「幼児教育の無償化に向けた取組」による保育料の大幅な軽減は受けられない。現在、本補助金では、補助対象者のうち約4割が手帳を所有しておらず、医師の診断書により補助金が交付されることとなるが、効果は期待できるものの同様の優遇措置でありながら保育料の軽減対象と異なる条件であることから、この点についても事業の見直しが必要と考える。

3 諮問内容

上記理由を踏まえ、本補助金のあり方について、ご審議いただきたい。

長野市障害児保育所等利用者負担額補助金の見直し

1 目的と経緯

昭和 63 年度 障害児を保育する世帯の生活安定と福祉の向上を図るため、その世帯が負担する保育料の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付する

- ・ 交付対象…身体手帳、療育手帳所持者、医師又は専門機関の判定者
- ・ 所得要件…保育料の算定基礎となる所得税額が 120,000 円未満の世帯
- ・ 補助金交付額…支払った保育料の 6 分の 1 を補助
長野市障害児保育料補助金交付要綱として施行

平成 15 年度 交付対象者を、長野市保育所保育料徴収規則別表（保育料基準額表）に定める B 2 から D 4 階層までの者に改める

平成 27 年度 「長野市障害児保育所等利用者負担額補助金交付要綱」に名称変更

平成 28 年度 保育料基準額表の階層区分の変更に伴い、階層区分 B 2 を B に変更

2 補助金交付実績

年度	件数計	継続件数	新規件数	支給総額	平均支給額
24 年度	19 件	8 件	11 件	682,136 円	36,060 円
25 年度	14 件	4 件	10 件	465,019 円	33,216 円
26 年度	18 件	6 件	12 件	519,831 円	28,880 円
27 年度	26 件	4 件	22 件	661,079 円	25,426 円
28 年度	31 件	11 件	20 件	749,558 円	24,179 円

3 保育料の軽減

平成 27 年度から、国の施策として幼児教育の段階的な無償化に向けた取り組みにより、ひとり親世帯、在宅障害児（者）がいる世帯のうち、D 3 階層の一部までの者の保育料は、平成 28 年度に半額に減額された。さらに平成 29 年度の 3 歳以上児の標準時間の保育料は 1,200 円、同様に 3 歳未満児は 1,800 円まで引き下げられた。

D 3 階層は、国が示すところの保育施設等の利用者負担表の年収 360 万円（市町村民税所得割課税額に置き換えると 77,101 円未満まで）が軽減の対象とされているため保育料が軽減される世帯とされない世帯（77,101 円以上 97,000 円未満）が混在することになった。

<例>第1子、3歳未満児、保育標準時間

単位：円

階層区分	定義	基本	27年度	28年度	29年度
B	市町村民税非課税世帯	1,800	0	0	0
C	市町村民税所得課税額 48,600 円未満	9,900	8,900	4,450	1,800
D 1	48,600 円以上 60,000 円未満	14,200	14,200	7,100	1,800
D 2	60,000 円以上 76,000 円未満	19,400	19,400	9,700	1,800
D 3	76,000 円以上 77,101 円未満	24,500	24,500	12,250	1,800
D 3	77,101 円以上 97,000 円未満	24,500	24,500	24,500	24,500
D 4	97,000 円以上 123,000 円未満	31,500	31,500	31,500	31,500

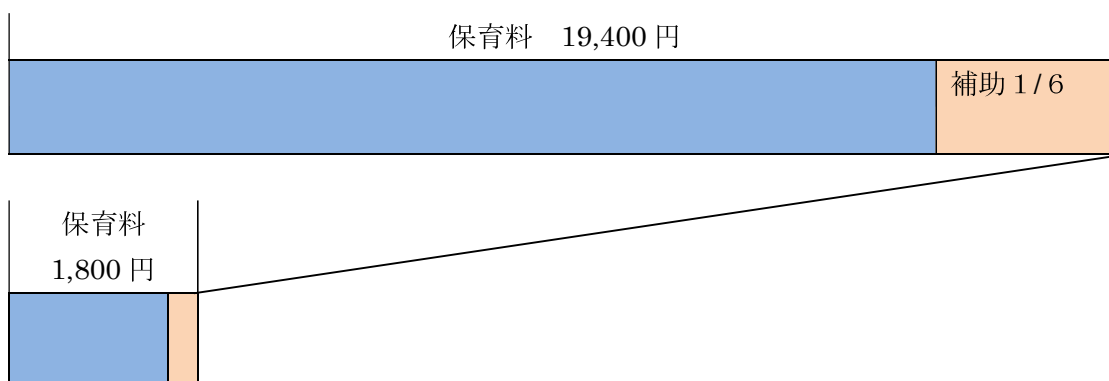
平成 27 年度、B C 階層で軽減が行われた

平成 28 年度、年収 360 万円の世帯まで（C から D 3 の一部）半額に軽減された

平成 29 年度、年収 360 万円の世帯まで（C から D 3 の一部）一律 1,800 円に軽減

4 保育料の軽減と補助金のイメージ

階層区分 D 2 の場合



補助金の交付対象と保育料の軽減対象の相違

補助金	保育料の軽減
身体障害者手帳	身体障害者手帳
療育手帳	療育手帳
精神障害者保健福祉手帳	精神障害者保健福祉手帳
特別児童扶養手当	特別児童扶養手当
医師の診断書、専門機関の意見書	—

5 見直しのポイント

4の図はD2階層の、第1子3歳未満児の保育標準時間の保育料補助のイメージであり、表は補助金の交付対象と保育料の軽減対象を列記している。

1、手帳等を所持する世帯

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は特別児童扶養手当受給者証を所持する世帯の保育料は、月額19,400円が月額1,800円に軽減された。保育料が大幅に軽減された、これらの階層の該当者に、この補助金交付を継続する必要性について。

2、手帳等を所持しない世帯

手帳等を所持しない又は所持できないと保育料は軽減されず、格差が生じる。発達障害児は精神障害者保健福祉手帳の取得も可能であるが、手帳を取得することを躊躇する保護者も居る。医師の診断書や専門機関の意見書による補助金の交付を継続する必要性について。

3、選択と集中による見直し

厳しい財政状況の中において、補助目的に沿った、効果的な制度として継続するため、補助金交付対象、所得要件、交付額等を見直すもの。

6 見直しの時期

平成30年度からの見直しとする。

7 2ヵ年の補助金交付実績

平成 27 年度の実績

階層区分	対象者	補助金額	該当用件	診断
B	1	1,200	診断	1
C	6	55,900	身体、身体、身体、療育、療育、療育	
D 1	1	8,283	身体	
D 2	4	103,433	療育、療育、診断、診断	2
D 3	4	138,333	療育、療育、診断、診断	2
D 3	3	143,683	療育、療育、療育	
D 4	5	168,583	療育、療育、特児、診断、診断	2
D 5	2	41,664	療育、療育	
	26	661,079		7

対象者数は3月1日時点。D 5の2人は前半4月から8月の判定では対象であった者

平成 28 年度の実績

階層区分	対象者	補助金額	該当用件	診断
B	3	32,550	身体、身体、療育	
C	6	129,207	療育、療育、療育、療育、診断、診断	2
D 1	4	50,882	身体、身体、診断、診断	2
D 2	5	103,460	身体、療育、療育、診断、診断	2
D 3	2	52,632	診断、診断	2
D 3	4	116,822	身体、療育、診断、診断	2
D 4	6	238,172	療育、療育、療育、診断、診断、診断	3
D 5	1	25,833	診断	1
	31	749,558		14

対象者数は3月1日時点。D 5の1人は前半4月から8月の判定では対象であった者